

【別表5】 外国人留学生における法人による連帯保証の取扱い（特例）

1 連帯保証人について

介護福祉士養成施設等に修学する外国人留学生に限り、個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、特例として法人による連帯保証を認めるものとする。

※連帯保証人（個人）の場合の取扱いは通常と同様とする。

2 対象となる法人

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 次のいずれかの法人であること

- ① 貸付申請者が入学する介護福祉士養成施設等を運営する法人
- ② 貸付申請者の就労予定先又は借受人の就労先が、介護等業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人（社会福祉法人にあつては、法人による連帯保証を行う趣旨として、定款に公益事業として整理し、理事会の合意を得ていること）
- ③ その他、県社協が認める法人

(2) 財務状況が健全であり、保証能力を有する法人であること

複数の貸付の連帯保証人となることを可能とするが、連帯保証額を上回る預貯金を有していること

項目	財務状況の目安
① 2年以上の活動実績	・登記事項証明書及び直近2カ年の決算書（貸借対照表、事業活動収支計算書／総括分のみで可）
② 収支状況	・資産合計－負債合計 ※2年間黒字であること
③ 流動比率	・ $(\text{流動資産} \div \text{流動負債}) \times 100(\%) = 150\%$ 以上
④ 自己資本比率	・ $(\text{純資産の部合計} \div \text{負債及び純資産の部合計}) \times 100(\%) = 10\%$ 以上

※上記の財務状況の目安を満たさない特別の理由がある場合は要相談

(3) 過去2年以内において、次の事項に該当していないこと

- ・営業を廃止又は解散していないこと
- ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと
- ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと
- ・財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと
- ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと

(4) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること

3 連帯保証限度額の目安

一法人が複数年度累積して連帯保証人となる場合は、申請年度ごとの決算書等により、最新の連帯保証可能金額を算出し、その算出額から既に決定を受けている金額を差引いた額を、当該年度の連帯保証限度額とします。

連帯保証可能金額	・ $(\text{流動資産} - \text{流動負債}) \times 20(\%)$ の金額
----------	---

※3,000万円を上限とするが、これを超える特別の理由がある場合は要相談

4 留意事項

- (1) 連帯保証人となる法人は、貸付申請者が所定期間介護等業務に従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係であること。
- (2) 連帯保証人となる法人は、貸付申請者の退学・卒業、退職等により、貸付申請者との関係が変化したり、関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。
- (3) 貸付申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに県社協に申出するとともに、その承認を受けること。

5 申請時期及び申請方法

貸付申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設等を経由して申請する。

6 申請書類

(1) 必要書類

	必要書類	留意事項等
①	介護福祉士等修学資金貸付申請書（法人保証用）	専用の貸付申請書で申請すること。（希望者に個別に配布します。）
②	養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式）	
③	世帯全員の住民票の写し（申請日から3カ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの） ※「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等」「在留期間等の満了日」の記載ありのもの	貸付申請時に他県で住民登録している場合は申請時の住民票を提出すること。 なお、新潟県に住民登録後、改めて住民票を提出すること。
④	貸付申請者の所得課税証明書（市町村発行） これによることができない場合は給与明細書（直近3カ月）等	
⑤	法人の登記事項証明書の写し	発行後3カ月以内のもの
⑥	直近2カ年の決算書の写し（総括分のみ） ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書	連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に印を付すること。
⑦	法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類	
	・定款や内部規定（※）	・社会福祉法人は、定款の条文に公益事業「社会福祉の推進に資する人材の育成・確保に関する事業」の記載が必要。 ・社会福祉法人以外の法人は、修学資金の連帯保証に関する内部規定を提出すること。
	・理事会や取締役会等の議事録の写し	・修学資金について申請者の法人保証を行うことが決議された議事録（原本証明したもの）を提出すること。 ・「対象者名」「貸付金額」が記載されていること。

※原則として過年度決定済法人は提出不要としますが、前回申請時に提出した定款や内部規定に変更が生じている場合は、申請年度に改めて提出願います。

(2) その他必要書類

介護福祉士養成施設等の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者は、離職したことを証明する書類

※上記以外の取扱いは通常と同様とします。